

新型コロナウイルス感染症に伴う支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの事業者の方や町民の皆さんを支援するための制度等をご案内します。

町民向け

特別定額給付金

問合せ 企画財政課 特別定額給付金受付窓口 ☎971-7703

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う家計への支援のため、「特別定額給付金」の支給が始まっています。申請書に不備がない方には、申請書进行处理した後、町から振込予定日の数日前に支給決定通知書を送付いたしますので、そちらをご確認ください。

■7月以降に振込予定の世帯

- ・6月12日から6月28日までの間に、不備なく申請書を受取された方→7月14日振込予定
- ・6月29日から7月12日までの間に、不備なく申請書を受取された方→7月30日振込予定

※7月12日以降に申請した方は8月以降の振込になります。

△申請書の記載不備や押印漏れ、添付書類(本人確認書類のコピー及び振込金融機関の通帳やキャッシュカードのコピー)が同封されていない場合は、給付金詐欺防止のため、役場から申請書を返送しますので、その後の手続きが遅れる可能性があります。

受付期限は
オンライン・郵送申請方式ともに
令和2年8月31日(月)
当日消印有効

町民・事業所向け

まつぶしみんなで応援クーポン&参加店募集!!

問合せ 環境経済課 商工担当 ☎991-1854

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく消費が落ち込んでいる店舗等を応援する「まつぶしみんなで応援クーポン」2,000円分(500円×4枚)を、広報8月号と一緒に松伏町内全世帯に配布します!!

■クーポン利用期間 7月29日(水)～8月31日(月)

■クーポン利用条件 1会計1,000円毎にクーポン券1枚。1会計最大4枚まで

※クーポン利用可能店舗などはクーポンが付いているチラシをご覧ください。

参加店募集中!! このクーポンで活気を取り戻すきっかけとしたい参加店を募集しています!

■募集期間 7月6日(月)まで(郵送の場合、消印有効)

■申込方法 町ホームページから参加店登録届をダウンロードし、必要事項をご記入の上、添付資料と合わせて環境経済課まで郵送又は持参してください。

※参加店として登録するには、松伏町に本店を有する法人、または松伏町に店舗を有し、かつ住民登録のある個人事業主です。そのほか、「まつぶしみんなで応援クーポン」実施要領の内容に同意していただく必要があります。

事業所向け

松伏町プレミアム付商品券の取扱店募集!!

問合せ 松伏町商工会 ☎992-1771

秋頃から販売するプレミアム付商品券の取扱店を募集します。

【取扱店の申込期限】7月22日(水)まで

【対象】町内事業者

【商品券概要】1セット13,000円分を10,000円にて販売

※詳細は松伏町商工会へお問い合わせください。

事業所向け

松伏町中小企業者等緊急支援金

問合せ 環境経済課 商工担当 ☎991-1854

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小企業者の皆さまへ10万円を給付します。(国の「持続化給付金」の対象外となる方)

【対象者】松伏町内に事業所を有する方で、令和2年2月から5月までの売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している事業者

【交付金額】一律10万円

【受付期間】7月1日(水)～7月31日(金)

※申請方法・書類等については町ホームページをご覧ください。

水道料金の減免について

問合せ 越谷・松伏水道企業団 お客さま課 ☎048-961-8936

新型コロナウイルス感染症の影響により収入や売上げが減少した方を支援するため、2か月分の水道料金を減免します。

【減免の対象者】次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1)国の持続化給付金を受給した中小法人、個人事業者等
- (2)生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金・総合支援資金)の同感染症に係る特例貸付を受けた方
- (3)同感染症に係る市・町税等の特例制度による徴収猶予の決定を受けた方

【減免となる料金】令和2年7月検針分又は8月検針分の水道料金全額。(1件500,000円を上限)

【申請方法】原則申請書類は郵送 ※申請書は当企業団ホームページからダウンロードできます。

【申請期間・提出先】7月1日(水)から10月31日(土)までに当企業団へ(当日消印有効)

国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料の減免及び被保険者への傷病手当金の支給について

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868
後期高齢者医療担当 ☎991-1884

保険税又は保険料の減免

- ▶対象 ①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 全額免除
②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ 全部又は一部免除

| | |
|-----------------------------|---|
| ②の方の要件 (右のすべてを 満たすこと) | (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること |
|-----------------------------|---|

| | | | | | |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 主たる生計維持者の前年合計所得 | 300万円以下 | 400万円以下 | 550万円以下 | 750万円以下 | 1,000万円以下 |
| 減免割合 | 全部※ | 8割 | 6割 | 4割 | 2割 |

※事業廃止又は失業の場合、前年合計所得に関わらず減免割合は全部

減免額 = A × (B ÷ C) × 減免割合
 A : 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
 B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
 C : 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額
 (B ÷ C) は、世帯の主たる生計維持者の所得が世帯全体の所得に占める割合

▶必要書類 ページ下部参照

傷病手当金の支給

▶対象(次の条件をすべて満たす方)

- (1)松伏町国民健康保険被保険者又は埼玉県後期高齢者医療被保険者であること
- (2)勤務先から給与の支払いを受けている被用者であること
- (3)新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため就労できなかった期間があること
- (4)就労できなかった期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全額又は一部の支給を受けられなかったこと

▶支給対象期間 就労できなかった期間のうち、始めの3日間連続して仕事を休んだ期間(待機期間)を除いた4日目以降の休みの期間(入院が継続する場合は最長1年6か月)

※4日目の休みが令和2年1月1日から令和2年9月30日までの期間に属することが必要

▶支給対象日数 就労対象期間において、就労を予定していた日数

介護保険料の減免

問合せ いきいき福祉課 高齢介護担当 ☎991-1886

- ▶対象 ①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 ⇒ 全額免除
②主たる生計維持者が事業等の廃止、失業した第1号被保険者 ⇒ 全額免除
③主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第1号被保険者 ⇒ 全部又は一部免除

| | |
|-----------------------------|--|
| ③の方の要件 (右のすべてを 満たすこと) | (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (2)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること |
|-----------------------------|--|

<全部又は一部免除の割合> 第1号被保険者の保険料額 × 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等の前年の所得額 ÷ 主たる生計維持者の前年の合計所得が200万円以下であるとき…全部、200万円を超えるととき…10分の8

▶必要書類 ページ下部参照

▶必要書類 申請には、主たる生計維持者の要件により次の書類が必要です。

- 【死亡の場合】 …………… 死亡診断書、死体検案書又は死亡診断書に準ずる医師による証明書
- 【重篤な傷病を負った場合】 …………… 医師の診断書
- 【事業等を廃止した場合】 …………… 事業廃止届等、事実確認ができる書類
- 【失業した場合】 …………… 雇用保険被保険者離職票等、失業したことがわかる書類
- 【事業収入等が見込まれる場合】 …… 給与明細、帳簿の写し等、収入の減少がわかる書類